

公益財団法人博慈会記念財団
役員、評議員及び顧問等の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人博慈会記念財団（以下「この法人」という。）定款第13条、第28条及び第29条の規定に基づき、この法人の役員、評議員及び顧問等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1. 役員とは、理事及び監事をいう。
2. 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
3. 非常勤役員とは、常勤役員以外のものをいう。
4. 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
5. 会長、相談役及び顧問（以下「顧問等」という。）とは、それぞれ定款第29条に基づき置かれる者をいう。
6. 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区別されるものとする。
7. 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の実費相当額の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、(別表1)常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 非常勤役員には、(別表2)に基づき報酬を支給する。
- 4 監事には、(別表3)に基づき報酬を支給する。
- 5 評議員には、(別表4)に基づき報酬を支給する。
- 6 役員及び評議員及び顧問等に対して、この法人より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。
- 7 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 8 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第8条に規定する退職慰労金を支給することができる。

9 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の支払方法)

第4条 役員の報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は、その月の月額的全額を毎月末日迄に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前の金融機関営業日迄に支給する。

(定例報酬の額の決定)

第6条 常勤役員の定例報酬月額は、(別表1)常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(講師及び原稿執筆謝金)

第7条 役員等が理事長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

(退職慰労金)

第8条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間中(別表1)の常勤役員俸給表に基づき、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を累計し、その平均月額の金額に対し、在職期間の年数を乗じて得た金額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

この規程は、この法人の設立の登記があった日（平成 24 年 12 月 25 日）から施行する。

(補則)

この改正規程は、平成 26 年 8 月 22 日から施行し、平成 26 年 8 月 22 日から適用する。

(補則)

この改正規程は、平成 28 年 6 月 30 日から施行し、平成 28 年 6 月 30 日から適用する。

(補則)

この改正規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(補則)

この改正規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行し、令和 3 年 10 月 1 日から適用する。